

## 2 申告所得税

## 統計表を見る方のために

1 この章は、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間の所得について、平成17年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された者(以下「申告納税者」という。)の課税の事績を調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

2 各所得者の定義は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう(農業所得者を除く。)
	〔事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者〕	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

## 3 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目							調査方法
		人員	所得金額	所得控除	課税所得	算出税額	税額控除	源泉徴収税額	
2-1 課税状況	申告及び処理の区分 所得階級 所得の種類 及び所得金額								全数調査 全数調査 全数調査 全数調査
2-2 所得階級別人員									
2-3 所得種類別人員									
2-4 青色申告状況									

## 4 申告所得税の税率等(平成16年分)

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 3,299,000円まで	10%	0円
3,300,000円から 8,999,000円まで	20%	330,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	30%	1,230,000円
18,000,000円以上	37%	2,490,000円

(注) この表は、課税所得金額又は課税退職所得金額に対する税額を求めるものである。

例えば、「課税される所得金額」が650万円の場合には、求める税額は次のようになる。

$$6,500,000円 \times 20\% - 330,000円 = \underline{970,000円}$$

5 申告所得税の主な諸控除<平成16年分>

(1) 所得控除

- イ 基礎控除 ..... 380,000円
- ロ 配偶者控除 ..... 380,000円
  - 老人控除対象配偶者 ..... 480,000円
  - 同居特別障害者である控除対象配偶者 ..... 730,000円
  - 同居特別障害者である老人控除対象配偶者 ... 830,000円
- ハ 配偶者特別控除 ..... 最高額 380,000円
 

合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。

配偶者(控除対象配偶者に該当しない者)の所得により調整を行う。

その配偶者の合計所得金額が40万円未満 ..... 380,000円

その配偶者の合計所得金額が40万円以上75万円未満... 380,000万円 - (合計所得金額(5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。) - 380,000万円)

その配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満... 30,000円

- ニ 扶養控除 ..... 380,000円
  - 特定扶養親族(16才~22才)..... 630,000円
  - 老人扶養親族
    - 同居老親等 ..... 580,000円
    - 同居老親等以外の者 ..... 480,000円
  - 同居特別障害者である扶養親族 ..... 730,000円
    - 特定扶養親族 ..... 980,000円
    - 同居老親等以外の老人扶養親族 ... 830,000円
    - 同居老親等 ..... 930,000円

ホ 雑損控除 ..... 災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支出の金額で5万円を超える金額とのいずれが多い方の金額

ヘ 医療費控除 ... 支払った医療費の額(保険金などで補てんされる金額を除く)から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高限度額200万円)

ト 生命保険料控除 ... 支払った生命保険料・個人年金保険料のうち一般の保険料部分(最高5万円)と個人年金保険料部分(最高5万円)を合計した金額

一般の保険料部分、個人年金保険料部分とも次の区分により計算した金額

- (イ) 支払保険料25,000万円以下の場合..... 全額
- (ロ) 支払保険料25,000円を超え50,000円以下の場合  
支払保険料 × 1/2に12,500円を加えた金額
- (ハ) 支払保険料50,000円を超える場合  
支払保険料 × 1/4に25,000円を加えた金額

チ 社会保険料控除 ... 支払った又は給与等から控除される社会保険料の合計額

リ 損害保険料控除 ..... 支払った損害保険料を次の区分により計算した金額

- (イ) 長期保険料のみの場合(最高15,000円)  
10,000円以下は全額、10,000円超は、支払保険料 × 1/2に5,000円を加えた金額

(ロ) 短期保険料のみの場合(最高3,000円)  
2,000円以下は全額、2,000円超は、支払保険料 × 1/2に1,000円を加えた金額

(ハ) (イ)と(ロ)がある場合  
(イ)と(ロ)の合計で最高限度額15,000円

ヌ 小規模企業共済等掛金控除 ..... 支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の金額

ル 老年者控除(65歳以上の者で合計所得金額が1,000万円以下の者)..... 500,000円

ヲ 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ..... 270,000円  
特別障害者の場合 ..... 400,000円  
特定の寡婦の場合 ..... 350,000円

ワ 寄付金控除 ..... 特定の寄付金の額(総所得金額等の合計額25%を限度)のうち、10,000円を超える部分の金額

(2) 主な税額控除

イ 配当控除 ..... 原則として、利益の配当等に係る配当所得の金額の10%と、特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の5%との合計額(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当は、は5%、は2.5%)。

ロ 外国税額控除 ..... 次の算式により計算した金額

$$\text{所得税の額} \times \frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}} = \text{控除限度額}$$

ハ 住宅借入金等特別控除 ..... 一定の要件に当てはまる家屋を新築、購入又は増改築等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合で、その取得資金等に係る借入金等があるなど一定の要件を満たすときに次の算式により求めた金額をその年分の所得税から控除する。

居住の用に供した日	各年分の控除額	床面積要件	所得要件
平11.1.1 }	通常の方法 入居1年目から6年目 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕 × 1% (最高5,000万円) (最高50万円)	50㎡以上	3,000万円以下
	入居7年目から11年目 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕 × 0.75% (最高5,000万円) (最高37万5千円)		
	入居12年目から15年目 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕 × 0.5% (最高5,000万円) (最高25万円)		
平13.6.30 }	全期間(10年間) 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕 × 1% (最高5,000万円) (最高50万円)		
平13.7.1 }			
平16.12.31			

## 2 - 1 課 税 状 況

## (1) 申告及び処理の状況

区 分	合 計			営 業 等 所 得 者		
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円
確定申告	183,415	864,829,935	41,928,518	51,950	190,688,134	12,365,687
修正申告	316	1,485,462	79,110	38	99,349	7,652
決定・増額更正	-	-	-	-	-	-
減額更正	24	78,711	6,519	2	2,096	2,488
更正請求	6	39,501	3,622	2	19,885	2,526
異議申立決定等	-	-	-	-	-	-
計	実 183,701	866,197,185	41,997,486	実 51,984	190,765,502	12,368,324
法第103条による税額	449	-	115,758			
合計	184,150	-	42,113,244			
過少申告加算税	内 1	-	7			
	1	-				
無申告加算税	内 10	-	705			
	10	-				
重加算税	内 -	-	-			
	-	-	-			
納税額総計	-	-	42,113,956			

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税実績を示した。

(注) 1 加算税の「人員」欄は、延人員を掲げ、内書きは加算税の全額が異動したものを掲げた。

2 「実」は、実人員を示す。

用語の説明：1 更正請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等一定の理由に限り、一定の期間内に更正(改め直すこと)の請求をすることをいう。

2 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

3 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税 …… 期限内に提出された申告が過少であった場合において、修正申告書の提出又は更正があったことにより課されるもの。

(2) 無申告加算税 …… 申告が期限後になった場合、又は決定があった場合に課されるもの。

(3) 重加算税 …… 所得の計算において、事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの。

## (2) 既往年分の課税状況

区 分	平 成 15 年 分			平 成 14 年 以 前 分			計		
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による増減差額	内 5,719 12,677	27,024,671	1,523,546	内 1,236 3,874	10,072,406	1,122,345	内 6,955 16,551	37,097,077	2,645,890
加算税の増減差額	内 5,826 5,859	-	168,455	内 2,696 2,714	-	222,507	内 8,522 8,573	-	390,962
合計	-	-	1,692,000	-	-	1,344,852	-	-	3,036,852

調査対象等：平成15年分以前の申告所得税の納税者について、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税実績を示した。

(注) 人員欄は延人員を掲げ、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを掲げた。

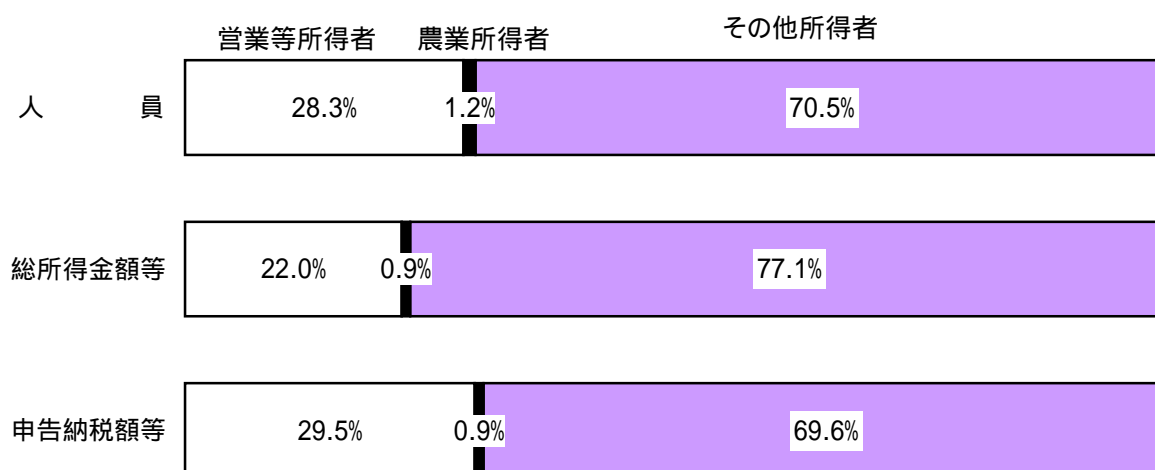
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			区 分
人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	
人	千円	千円	人	千円	千円	確 定 申 告 修 正 申 告 決 定 ・ 増 額 更 正 減 額 更 正 更 正 請 求 異 議 申 立 決 定 等 計
2,264	7,526,935	376,607	129,201	666,614,866	29,186,225	
4	10,694	574	274	1,375,419	70,884	
-	-	-	-	-	-	
-	-	40	22	76,614	3,991	
-	-	-	4	19,616	1,096	
-	-	-	-	-	-	
実 2,268	7,537,629	377,141	実 129,449	667,894,054	29,252,021	

(3) 軽減免除の状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	百万円	百万円
租税特別措置法 第25条(肉用牛の売却による農業所得の免税)の規定によるもの	66	401	67
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 第2条(所得税の軽減免除)の規定によるもの	2	9	1
合 計	実 68	411	68

調査対象等：平成16年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除(軽減又は免除により納付税額がなくなった者を含む)された者の実績を平成17年3月31日現在で示した。

(4) 所得者区分別構成図



## (5) 税務署別課税状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額	対前年 増減比	構 成 比	所 得			
						営 業 等 所 得 者			
						人 員	総所得金額等	申告納税額	
	人	千円	千円	%	%	人	千円	千円	
平成 12 年分	192,488	966,800,053	50,680,620	1.6	(1.9)	61,304	233,146,476	14,613,149	
" 13 "	186,014	920,688,892	46,422,782	8.4	(1.8)	55,986	211,505,018	13,470,044	
" 14 "	175,640	860,430,786	43,889,651	5.5	(1.8)	52,304	194,230,364	12,440,011	
" 15 "	181,162	871,908,049	42,796,866	2.5	(1.8)	51,602	189,112,687	12,053,260	
" 16 "	183,701	866,197,185	41,997,486	1.9	(1.7)	51,984	190,765,502	12,368,324	
富 山 県	65,810	295,762,544	13,407,840	3.4	31.9	17,856	69,421,712	4,639,974	
石 川 県	69,159	336,907,230	17,115,833	2.4	40.8	19,884	73,577,361	5,005,392	
福 井 県	48,732	233,527,411	11,473,814	0.7	27.3	14,244	47,766,429	2,722,959	
富 山 県	富 山	24,830	121,438,731	5,809,027	3.0	13.8	6,521	26,844,672	1,928,608
	高 岡	18,158	81,395,078	3,686,901	4.0	8.8	5,239	19,370,766	1,208,154
	魚 津	12,867	53,064,784	2,339,155	3.7	5.6	3,570	13,907,186	933,024
	砺 波	9,955	39,863,952	1,572,757	12.0	3.7	2,526	9,299,088	570,188
石 川 県	金 沢	34,273	185,601,959	10,048,085	4.5	23.9	8,998	34,239,446	2,358,217
	七 尾	7,721	29,041,441	1,112,546	4.4	2.6	2,295	7,823,349	444,815
	小 松	13,453	62,768,645	3,244,274	2.6	7.7	4,372	17,287,913	1,431,044
	輪 島	4,370	15,878,998	573,990	4.0	1.4	1,478	4,979,477	277,328
	松 任	9,342	43,616,186	2,136,938	2.5	5.1	2,741	9,247,176	493,988
福 井 県	福 井	18,673	102,517,516	5,695,186	1.2	13.6	4,836	17,359,630	1,159,294
	敦 賀	4,901	22,740,979	1,133,022	7.6	2.7	1,591	4,941,030	243,922
	武 生	10,662	47,732,544	2,179,619	2.1	5.2	3,584	11,482,380	582,094
	小 浜	3,109	13,391,330	646,488	13.6	1.5	1,035	3,505,729	185,362
	大 野	3,756	14,563,647	524,264	8.8	1.2	1,091	3,689,205	196,270
	三 国	7,631	32,581,394	1,295,235	0.2	3.1	2,107	6,788,456	356,017

調査時点：その年分について翌年3月31日

(注) 「構成比」欄の( )書は、全国分に対する構成比である。また、富山県以下の構成比は、全管分に占める割合である。

者 別 内 訳						区 分
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			
人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額	
人	千円	千円	人	千円	千円	
1,852	5,385,826	200,731	129,332	728,267,751	35,866,740	平成 12 年分
2,196	6,507,123	267,255	127,832	702,676,751	32,685,483	" 13 "
1,939	6,083,156	249,774	121,397	660,117,266	31,199,866	" 14 "
3,010	9,027,904	413,396	126,550	673,767,458	30,330,211	" 15 "
2,268	7,537,629	377,141	129,449	667,894,054	29,252,021	" 16 "
715	2,181,733	89,562	47,239	224,159,099	8,678,305	富 山 県
877	3,271,836	183,894	48,398	260,058,032	11,926,547	石 川 県
676	2,084,059	103,685	33,812	183,676,923	8,647,170	福 井 県
160	483,525	17,932	18,149	94,110,534	3,862,488	富 山
117	316,353	11,971	12,802	61,707,959	2,466,776	高 岡
208	647,146	27,510	9,089	38,510,452	1,378,621	魚 津
230	734,710	32,149	7,199	29,830,154	970,421	砺 波
250	1,094,037	71,911	25,025	150,268,476	7,617,957	金 沢
140	516,053	34,137	5,286	20,702,039	633,594	七 尾
276	978,285	46,581	8,805	44,502,446	1,766,649	小 松
59	166,183	5,895	2,833	10,733,338	290,767	輪 島
152	517,278	25,371	6,449	33,851,733	1,617,579	松 任
133	356,464	15,095	13,704	84,801,423	4,520,798	福 井
50	151,400	5,738	3,260	17,648,550	883,362	敦 賀
121	380,956	23,954	6,957	35,869,208	1,573,572	武 生
26	85,454	3,406	2,048	9,800,147	457,720	小 浜
101	290,717	13,334	2,564	10,583,725	314,661	大 野
245	819,068	42,160	5,279	24,973,870	897,058	三 国

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

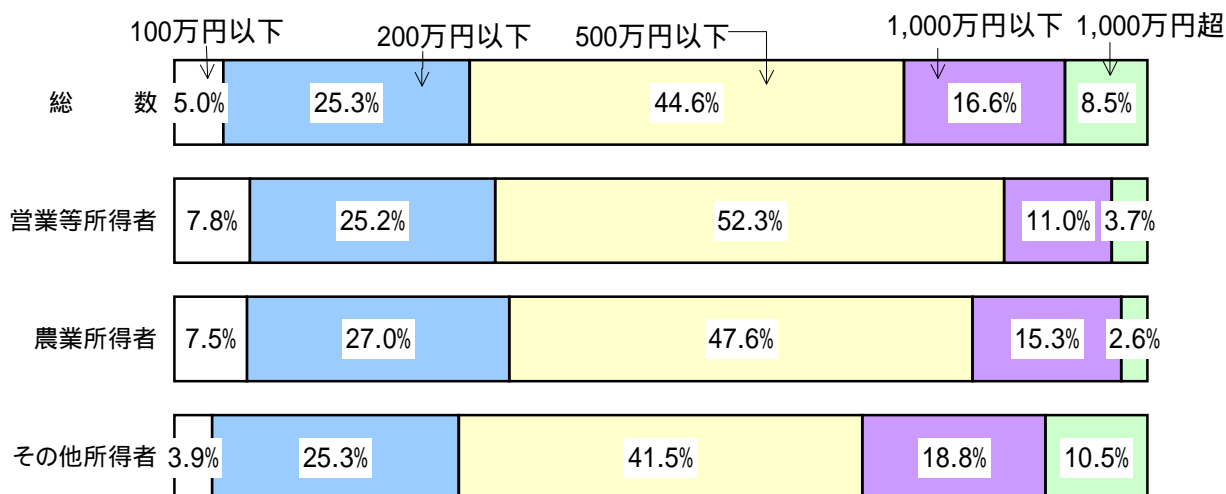
区 分	納 税 者 数	業 務 等 所 得 者			譲 渡 ・ 山 林 所 得 者		
		営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	譲 渡	内 山 林 所 得 者 短 期 譲 渡	山 林
総 数	65 183,701	51,984	2,268	129,449	711 6,846	332	3 59
70 万円以下	3,348	1,392	77	1,879	792	161	25
100 "	5,876	2,648	92	3,136	372	25	2
150 "	19,129	6,070	290	12,769	499	27	12
200 "	27,399	7,037	322	20,040	424	22	5
250 "	24,029	7,005	299	16,725	388	14	4
300 "	17,624	6,259	221	11,144	315	10	2
400 "	24,671	9,031	336	15,304	516	11	4
500 "	15,638	4,892	223	10,523	416	13	2
600 "	10,614	2,641	135	7,838	323	7	1
700 "	7,575	1,418	92	6,065	288	9	1
800 "	5,549	813	61	4,675	235	2	1
1,000 "	6,693	863	59	5,771	429	4	-
1,200 "	3,947	434	25	3,488	306	6	-
1,500 "	3,726	360	21	3,345	324	6	-
2,000 "	3,394	384	13	2,997	402	4	-
3,000 "	2,437	373	1	2,063	408	5	-
5,000 "	1,421	242	1	1,178	246	2	-
5,000 万円超	631	122	-	509	163	4	-

調査対象等： 平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示した。

- (注) 1 総数欄の内書は、「変動所得又は臨時所得の平均課税」の適用を受けた者の人員  
 2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて、所得金額を階級区分して再掲した。なお、外書きは、譲渡所得又は山林所得が損失額である人員

用語の説明： 変動所得及び臨時所得の平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるため、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 所得階級別人員の構成比較図



(3) 青色申告者

区 分	青 色 申 告 納 税 者			
	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	
総 数	50,877	28,040	1,101	21,736
70 万円以下	474	375	14	85
100 "	1,114	906	21	187
150 "	3,657	2,688	85	884
200 "	4,911	3,358	104	1,449
250 "	5,354	3,537	120	1,697
300 "	4,863	3,201	104	1,558
400 "	7,948	4,948	185	2,815
500 "	5,620	3,025	146	2,449
600 "	3,893	1,852	95	1,946
700 "	2,723	1,057	72	1,594
800 "	1,955	644	49	1,262
1,000 "	2,444	696	50	1,698
1,200 "	1,419	370	22	1,027
1,500 "	1,239	319	19	901
2,000 "	1,278	355	13	910
3,000 "	987	353	1	633
5,000 "	681	238	1	442
5,000 万円超	317	118	-	199

調査対象等 : 平成16年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示した。

用語の説明 : 青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

(4) 累年比較

区 分	人 員					構 成 比				
	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分
総 数	192,488	186,014	175,640	181,162	183,701	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
70 万円以下	3,404	3,114	3,246	3,460	3,348	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8
100 "	5,749	5,561	5,827	6,139	5,876	3.0	3.0	3.3	3.4	3.2
150 "	17,226	17,376	17,302	18,161	19,129	8.9	9.3	9.9	10.0	10.4
200 "	21,725	21,095	20,609	21,299	27,399	11.3	11.3	11.7	11.8	14.9
250 "	23,062	22,459	21,453	21,848	24,029	12.0	12.1	12.2	12.1	13.1
300 "	19,263	18,583	17,508	18,002	17,624	10.0	10.0	10.0	9.9	9.6
400 "	28,507	27,680	25,566	26,317	24,671	14.8	14.9	14.6	14.5	13.4
500 "	19,086	18,262	16,489	17,190	15,638	9.9	9.8	9.4	9.5	8.5
600 "	12,752	12,071	10,964	11,661	10,614	6.6	6.5	6.2	6.4	5.8
700 "	9,128	8,833	7,970	8,507	7,575	4.8	4.7	4.5	4.7	4.1
800 "	6,593	6,339	5,854	6,117	5,549	3.4	3.4	3.3	3.4	3.0
1,000 "	8,041	7,646	7,008	7,027	6,693	4.2	4.1	4.0	3.9	3.7
1,200 "	4,801	4,568	4,123	4,018	3,947	2.5	2.5	2.4	2.2	2.2
1,500 "	4,294	4,053	3,826	3,803	3,726	2.2	2.2	2.2	2.1	2.0
2,000 "	3,720	3,559	3,352	3,255	3,394	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9
3,000 "	2,764	2,577	2,467	2,373	2,437	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
5,000 "	1,653	1,616	1,476	1,369	1,421	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
5,000 万円超	720	622	600	616	631	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

調査時点 : 各年分とも翌年3月31日  
 関連表 : 2 2(1) 所得者別人員



## (5) 税務署別人員 / 合計

区 分	総 数	70 万 円 以 下	100 万 円 以 下	150 万 円 以 下	200 万 円 以 下	250 万 円 以 下	300 万 円 以 下	400 万 円 以 下	500 万 円 以 下
総 数	65 183,701	3,348	5,876	19,129	27,399	24,029	17,624	24,671	15,638
富 山 県	25 65,810	1,249	2,069	7,014	10,221	8,809	6,420	8,841	5,733
石 川 県	33 69,159	1,203	2,203	6,963	10,279	9,014	6,551	9,064	5,697
福 井 県	7 48,732	896	1,604	5,152	6,899	6,206	4,653	6,766	4,208
富 山 県	富 山 内 1 24,830	452	717	2,454	3,865	3,277	2,238	3,291	2,055
	高 岡 内 22 18,158	324	580	1,974	2,765	2,438	1,853	2,450	1,528
	魚 津 内 1 12,867	282	442	1,398	2,044	1,774	1,306	1,734	1,226
	砺 波 内 1 9,955	191	330	1,188	1,547	1,320	1,023	1,366	924
石 川 県	金 沢 内 5 34,273	528	990	3,133	4,844	4,325	3,111	4,377	2,755
	七 尾 内 3 7,721	169	316	988	1,358	1,090	772	991	614
	小 松 内 2 13,453	224	429	1,383	2,017	1,731	1,279	1,846	1,229
	輪 島 内 21 4,370	106	189	568	714	680	500	535	289
	松 任 内 2 9,342	176	279	891	1,346	1,188	889	1,315	810
福 井 県	福 井 内 1 18,673	338	540	1,848	2,477	2,190	1,685	2,432	1,579
	敦 賀 内 - 4,901	100	169	515	729	654	461	696	428
	武 生 内 2 10,662	204	381	1,194	1,580	1,397	1,050	1,509	884
	小 浜 内 2 3,109	56	101	345	461	472	296	472	276
	大 野 内 1 3,756	58	140	416	567	513	422	601	329
三 国 内 1 7,631	140	273	834	1,085	980	739	1,056	712	

(注) 総数欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者

用語の説明 : 合計所得とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

## (5) 付1 税務署別人員 / 営業等所得者

区 分	総 数	70 万 円 以 下	100 万 円 以 下	150 万 円 以 下	200 万 円 以 下	250 万 円 以 下	300 万 円 以 下	400 万 円 以 下	500 万 円 以 下
総 数	51,984	1,392	2,648	6,070	7,037	7,005	6,259	9,031	4,892
富 山 県	17,856	446	823	1,954	2,261	2,333	2,164	3,058	1,799
石 川 県	19,884	514	1,068	2,304	2,800	2,705	2,383	3,522	1,742
福 井 県	14,244	432	757	1,812	1,976	1,967	1,712	2,451	1,351
富 山 県	富 山 6,521	153	298	684	800	860	768	1,160	652
	高 岡 5,239	150	251	614	671	696	639	877	501
	魚 津 3,570	90	162	357	449	452	453	594	387
	砺 波 2,526	53	112	299	341	325	304	427	259
石 川 県	金 沢 8,998	234	485	1,033	1,240	1,209	1,078	1,619	762
	七 尾 2,295	64	127	303	342	298	279	376	193
	小 松 4,372	108	231	518	628	594	511	722	403
	輪 島 1,478	47	93	194	211	223	165	218	113
	松 任 2,741	61	132	256	379	381	350	587	271
福 井 県	福 井 4,836	164	273	636	658	640	550	793	442
	敦 賀 1,591	44	85	196	222	215	201	295	150
	武 生 3,584	111	172	468	488	505	421	620	345
	小 浜 1,035	28	51	102	159	161	120	180	110
	大 野 1,091	22	56	128	157	163	135	204	96
三 国 2,107	63	120	282	292	283	285	359	208	

600万円以下	700万円以下	800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	区分
10,614	7,575	5,549	6,693	3,947	3,726	3,394	2,437	1,421	631	総数
3,758	2,592	1,874	2,144	1,270	1,249	1,079	802	480	206	富山県
4,067	2,888	2,144	2,754	1,639	1,531	1,410	961	545	246	石川県
2,789	2,095	1,531	1,795	1,038	946	905	674	396	179	福井県
1,391	996	763	952	600	616	497	342	221	103	富山県
993	714	522	636	327	341	281	244	136	52	高岡市
788	494	325	299	182	156	183	123	76	35	魚津市
586	388	264	257	161	136	118	93	47	16	砺波市
1,942	1,532	1,127	1,624	1,016	995	860	625	338	151	石川県
409	255	186	181	92	97	98	62	34	9	金沢市
899	561	405	462	264	222	207	151	90	54	七尾市
216	153	105	112	46	61	48	25	19	4	小松市
601	387	321	375	221	156	197	98	64	28	輪島市
1,124	841	653	846	524	468	479	361	192	96	福井県
292	197	148	147	87	78	74	61	44	21	敦賀市
544	420	329	388	195	183	159	151	65	29	武生市
149	120	83	71	47	52	49	25	24	10	小浜市
203	150	80	95	60	41	39	18	14	10	大野町
477	367	238	248	125	124	105	58	57	13	三国町

600万円以下	700万円以下	800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	区分
2,641	1,418	813	863	434	360	384	373	242	122	総数
1,005	566	320	344	164	142	168	153	103	53	富山県
987	508	305	323	159	129	151	140	101	43	石川県
649	344	188	196	111	89	65	80	38	26	福井県
343	206	116	138	71	62	75	59	52	24	富山県
295	164	87	102	33	40	37	43	26	13	高岡市
230	115	65	62	36	25	38	28	16	11	魚津市
137	81	52	42	24	15	18	23	9	5	砺波市
426	247	130	153	74	64	82	85	57	20	石川県
111	49	43	33	20	17	13	18	7	2	金沢市
251	115	73	72	30	26	33	20	22	15	七尾市
72	42	24	29	17	8	10	3	5	4	小松市
127	55	35	36	18	14	13	14	10	2	輪島市
242	120	68	60	47	38	29	44	16	16	福井県
71	41	23	21	12	5	5	3	1	1	敦賀市
160	98	57	52	29	25	10	16	5	2	武生市
50	21	11	12	8	7	5	3	7	-	小浜市
50	31	7	18	4	4	6	2	5	3	大野町
76	33	22	33	11	10	10	12	4	4	三国町

## (5) 付2 税務署別人員 / 農業所得者

区 分	総 数	70 万 円 以 下	100 万 円 以 下	150 万 円 以 下	200 万 円 以 下	250 万 円 以 下	300 万 円 以 下	400 万 円 以 下	500 万 円 以 下
総 数	2,268	77	92	290	322	299	221	336	223
富 山 県	715	29	33	100	116	108	60	101	71
石 川 県	877	15	24	87	106	115	94	132	101
福 井 県	676	33	35	103	100	76	67	103	51
富 山 県	富 山	160	4	8	15	32	10	22	19
	高 岡	117	7	7	18	18	13	19	12
	魚 津	208	9	8	27	23	17	37	18
	砺 波	230	9	10	40	43	20	23	22
石 川 県	金 沢	250	5	5	21	26	19	34	30
	七 尾	140	-	7	21	18	16	12	15
	小 松	276	6	5	21	28	31	54	38
	輪 島	59	1	3	9	8	10	9	5
	松 任	152	3	4	15	26	19	23	13
福 井 県	福 井	133	12	5	24	18	22	16	8
	敦 賀	50	2	2	6	7	5	10	6
	武 生	121	5	7	18	19	11	15	9
	小 浜	26	-	1	6	-	4	3	4
	大 野	101	3	5	21	22	7	11	9
三 国	245	11	15	28	34	24	19	48	15

## (5) 付3 税務署別人員 / その他所得者

区 分	総 数	70 万 円 以 下	100 万 円 以 下	150 万 円 以 下	200 万 円 以 下	250 万 円 以 下	300 万 円 以 下	400 万 円 以 下	500 万 円 以 下
総 数	129,449	1,879	3,136	12,769	20,040	16,725	11,144	15,304	10,523
富 山 県	47,239	774	1,213	4,960	7,844	6,368	4,196	5,682	3,863
石 川 県	48,398	674	1,111	4,572	7,373	6,194	4,074	5,410	3,854
福 井 県	33,812	431	812	3,237	4,823	4,163	2,874	4,212	2,806
富 山 県	富 山	18,149	295	411	1,755	3,033	1,460	2,109	1,384
	高 岡	12,802	167	322	1,342	2,076	1,201	1,554	1,015
	魚 津	9,089	183	272	1,014	1,572	836	1,103	821
	砺 波	7,199	129	208	849	1,163	699	916	643
石 川 県	金 沢	25,025	289	500	2,079	3,578	2,014	2,724	1,963
	七 尾	5,286	105	182	664	998	477	603	406
	小 松	8,805	110	193	844	1,361	737	1,070	788
	輪 島	2,833	58	93	365	495	325	308	171
	松 任	6,449	112	143	620	941	788	521	526
福 井 県	福 井	13,704	162	262	1,188	1,801	1,113	1,623	1,129
	敦 賀	3,260	54	82	313	500	255	391	272
	武 生	6,957	88	202	708	1,073	618	874	530
	小 浜	2,048	28	49	237	302	173	289	162
	大 野	2,564	33	79	267	388	280	386	224
三 国	5,279	66	138	524	759	673	435	649	489

600万円以下	700万円以下	800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	区 分
135	92	61	59	25	21	13	1	1	-	総 数
30	25	16	16	2	5	2	-	1	-	富 山 県
69	42	29	23	17	13	9	1	-	-	石 川 県
36	25	16	20	6	3	2	-	-	-	福 井 県
7	6	2	4	1	1	-	-	-	-	富 山 県
3	4	-	2	-	1	-	-	-	-	
13	8	4	7	-	-	1	-	-	-	
7	7	10	3	1	3	1	-	1	-	富 山 県
20	11	14	11	13	7	3	-	-	-	石 川 県
8	6	4	4	1	3	5	1	-	-	
25	15	5	5	2	2	-	-	-	-	
1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	石 川 県
15	7	3	3	1	1	1	-	-	-	
4	3	2	3	-	1	-	-	-	-	福 井 県
4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
4	5	4	3	3	1	-	-	-	-	
2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	福 井 県
5	3	1	2	-	-	2	-	-	-	
17	13	7	10	3	1	-	-	-	-	福 井 県

600万円以下	700万円以下	800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	区 分
7,838	6,065	4,675	5,771	3,488	3,345	2,997	2,063	1,178	509	総 数
2,723	2,001	1,538	1,784	1,104	1,102	909	649	376	153	富 山 県
3,011	2,338	1,810	2,408	1,463	1,389	1,250	820	444	203	石 川 県
2,104	1,726	1,327	1,579	921	854	838	594	358	153	福 井 県
1,041	784	645	810	528	553	422	283	169	79	富 山 県
695	546	435	532	294	300	244	201	110	39	
545	371	256	230	146	131	144	95	60	24	
442	300	202	212	136	118	99	70	37	11	富 山 県
1,496	1,274	983	1,460	929	924	775	540	281	131	石 川 県
290	200	139	144	71	77	80	43	27	7	
623	431	327	385	232	194	174	131	68	39	
143	108	78	83	29	53	38	22	14	-	石 川 県
459	325	283	336	202	141	183	84	54	26	
878	718	583	783	477	429	450	317	176	80	福 井 県
217	156	125	124	75	73	69	58	43	20	
380	317	268	333	163	157	149	135	60	27	
97	98	70	59	39	45	44	22	17	10	福 井 県
148	116	72	75	56	37	31	16	9	7	
384	321	209	205	111	113	95	46	53	9	福 井 県

## (6) 全国の人員(所得者別・国税局別)

区 分	総 数	70 万 円 以 下	100 万 円 以 下	150 万 円 以 下	200 万 円 以 下	250 万 円 以 下	300 万 円 以 下	400 万 円 以 下	500 万 円 以 下	
総 数	7,440,795	155,266	240,922	747,919	1,133,763	911,851	668,088	914,245	585,477	
所得者別	営業等所得	1,812,505	69,205	109,128	231,885	256,045	243,021	204,497	278,343	150,337
	農業所得	138,474	1,689	3,158	11,576	16,620	16,711	15,809	25,134	16,999
	その他所得	5,489,816	84,372	128,636	504,458	861,098	652,119	447,782	610,768	418,141
国税局別	札幌	270,300	6,991	9,291	27,623	48,641	34,839	23,450	30,405	19,977
	仙台	491,634	13,814	21,128	61,339	83,667	62,933	45,039	60,055	37,821
	関東信越	1,048,011	21,584	34,475	109,294	165,423	131,503	97,337	133,699	84,550
	東京	1,943,055	32,775	52,553	167,441	262,609	221,594	167,946	238,077	154,179
	金沢	183,701	3,348	5,876	19,129	27,399	24,029	17,624	24,671	15,638
	名古屋	970,740	17,740	27,940	89,992	140,291	117,578	89,346	126,060	82,659
	大阪	1,142,087	24,108	36,979	112,842	176,413	139,727	101,269	135,146	85,861
	広島	464,315	10,376	15,842	52,329	79,298	62,461	43,869	57,079	35,043
	高松	207,654	4,318	7,063	22,748	31,937	26,931	19,489	26,136	16,351
	福岡	378,343	10,046	15,377	45,481	63,770	47,700	32,771	42,700	26,942
	熊本	287,996	7,691	11,929	34,033	48,155	37,563	25,834	34,097	21,945
沖縄	52,959	2,475	2,469	5,668	6,160	4,993	4,114	6,120	4,511	

600万円 以下	700万円 以下	800万円 以下	1,000万円 以下	1,200万円 以下	1,500万円 以下	2,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	5,000万円 超	区 分
413,337	312,837	236,641	314,973	194,636	187,440	169,371	129,850	78,297	45,882	総 数
81,098	45,572	27,362	30,958	16,353	16,513	17,867	16,019	11,574	6,728	営業等所得
10,722	6,749	4,297	4,635	2,168	1,354	588	199	46	20	農業所得
321,517	260,516	204,982	279,380	176,115	169,573	150,916	113,632	66,677	39,134	その他所得
14,658	11,373	8,538	10,954	6,442	5,966	4,957	3,333	1,882	980	札 幌
25,585	18,596	12,494	14,729	8,487	8,278	7,448	5,433	3,244	1,544	仙 台
58,829	43,539	31,486	40,731	24,403	22,709	20,054	15,021	8,813	4,561	関 東 信 越
110,382	85,410	68,355	97,373	63,892	63,542	59,346	47,449	29,331	20,801	東 京
10,614	7,575	5,549	6,693	3,947	3,726	3,394	2,437	1,421	631	金 沢
58,051	43,092	32,855	43,057	25,270	23,766	21,300	16,345	10,011	5,387	名 古 屋
61,990	47,855	37,515	51,166	32,266	31,058	27,541	21,112	12,447	6,792	大 阪
24,212	17,789	12,796	16,133	9,504	8,929	7,808	5,988	3,449	1,410	広 島
11,578	8,497	6,037	7,765	4,579	4,469	4,053	3,014	1,827	862	高 松
19,136	15,094	11,188	13,892	8,581	8,204	7,349	5,329	3,150	1,633	福 岡
14,951	11,235	7,870	9,866	5,748	5,430	4,918	3,491	2,212	1,028	熊 本
3,351	2,782	1,958	2,614	1,517	1,363	1,203	898	510	253	沖 縄

所得者別  
国 税 局 別

## 2 - 3 所得種類別人員及び所得金額

## 所得種類別人員及び所得金額の状況

区 分	人 員			所 得 金 額		申 告 納 税 額 (主たるもの)	
	主たるもの	従たるもの		千円	千円		
	人	人	人			千円	
事業所得 {	営業等所得	52,138	外 1,283	5,872	外 1,309,498	189,075,276	12,425,902
	農業所得	2,334	外 4,950	15,433	外 1,929,099	11,507,944	385,237
	計	54,472	外 6,233	21,305	外 3,238,597	200,583,220	12,811,139
利子所得	10	外 -	220	外 -	121,284	1,030	
配当所得	159	外 -	8,901	外 -	6,341,915	153,398	
不動産所得	14,658	外 1,093	31,009	外 491,528	94,626,927	6,055,981	
給与所得	71,415	外 -	20,838	外 -	387,188,671	11,349,989	
総合譲渡所得	115	外 622	431	外 737,115	1,257,836	80,026	
一時所得	1,441	外 -	8,536	外 -	11,697,636	572,103	
雑所得	35,541	外 -	39,603	外 -	89,943,898	1,290,286	
(損益通算による差額分)	-	外 -	-	外 5,411,928	1,379,769	-	
合 計	177,811	外 7,948	130,843	外 9,879,167	793,141,157	32,313,951	
山林所得	16	外 3	43	外 -	90,374	2,648	
退職所得	83	外 -	211	外 -	1,384,849	33,235	
分離短期譲渡所得	50	外 32	107	外 -	387,014	58,426	
分離長期譲渡所得	4,685	外 80	1,541	外 -	61,724,074	7,838,870	
株式等の譲渡所得等	1,056	外 -	3,016	外 -	19,348,884	1,750,356	
総 計	183,701	外 8,063	135,761	外 9,879,167	876,076,352	41,997,486	

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示した。

(注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得金額のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄にそれぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

なお、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

また、申告納税額(主たるもの)は、各種類の所得のうち「主たるもの」に該当した所得の種類に、その者に係る申告納税額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得(特典控除のことで、青色事業専従者控除等の青色申告の特典又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。)で示されている。

## 2 - 4 青色申告状況

### (1) 青色申告者数の状況

区 分	青 色 申 告 者 数
事 業 所 得	95,002
営 業 等 所 得	82,261
農 業 所 得	12,741

調査時点：平成17年3月15日

資料：個人課税課調

### (2) 青色申告者数の累年比較

区 分	事 業 所 得	営 業 等 所 得 合 計			農 業 所 得
	青 色 申 告 者 数	営 業 等 所 得 合 計	営 業 所 得	そ の 他 事 業 所 得	農 業 所 得
	人	人	人	人	人
平 成 11 年 分	91,958	80,578	69,127	11,451	11,380
” 12 ”	92,993	81,221	68,873	12,348	11,772
” 13 ”	93,861	81,981	81,981	-	11,880
” 14 ”	93,605	81,565	81,565	-	12,040
” 15 ”	93,674	81,321	81,321	-	12,353
” 16 ”	95,002	82,261	82,261	-	12,741

調査時点：平成17年3月15日

(注) 平成13年以降の営業所得者数は、その他事業所得者数を含んだ計数である。

資料：個人課税課調